

定期監査結果の概要（2月～4月実施）

1 監査対象部局

福祉部

2 監査実施期間

平成26年2月3日から4月28日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成25年4月1日から12月31日までに執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務

5 監査の結果

- (1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。
- (2) 契約事務に関しては、監査事務局長の指摘事項とした次に掲げるものを除き適正に行われていた。

ア 2者以上による随意契約で執行すべき案件について、1者による随意契約で執行していたこと

- (3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。
- (4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。
- (5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

- (1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。
- (2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を

確認した。

- (3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかについては、歳入調定票の内容を確認した。
- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかについては、一連の関係書類の内容を確認した。
- (5) 現金・備品管理が適正に行われているかについては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等について説明を求めましたが、今後検討を要すると思われる事項について、次のとおり意見を付すものとします。

- (1) 生活保護事務の運用においては、国が定めた認定基準である保護基準や保護の実施要領その他の通知等によって詳細な基準が示されているところであり、実施機関は、これらの基準に基づく厳正な事務の執行が求められています。また、生活保護事務の実施に当たっては、保護決定時又は保護開始後において、保護認定の基礎となる扶養能力調査、収入調査等が的確に実施されることが重要です。

今後とも、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（いわゆるリバースモーゲージ）の生活保護制度上の取扱いなども含め、要保護者に対する保護事務のより一層の適正化に努められることを要望します。